

子育て世帯訪問支援事業に関するFAQ【初版】

※本FAQは「令和4年改正児童福祉法自治体説明会」に際しお示ししたFAQを土台に更新したものです。

※備考欄の記載の趣旨 ◇「新規」＝本FAQにおける新規問 ◇「表現のみ修正」＝本FAQにおいて「基金事業」などの表現を修正した問

No.	問	答	備考
1	ヤングケアラーも対象とする必要があるか。	要支援・要保護児童やそのおそれのある児童のいる家庭等、養育環境に困難を抱える家庭に対して、訪問による家庭支援を行うものであり、ヤングケアラーも含めてご検討ください。	
2	不適切な養育状態になる「おそれ」については、誰が、どう判断するのか。	地域の実情を鑑みて、各市町村においてご判断ください。	
3	市町村の判断で利用者負担なしで実施しても、補助の対象になるか。	利用者負担額は自治体で設定いただくものであり、補助基準額の限度をこえる部分について、自治体が補うということであれば、利用者負担なしでも対象になります。	
4	支援内容の育児支援の送迎支援は必須事業か。	送迎は必須事業ではありませんが、地域の育児支援ニーズ等を踏まえて支援内容についてはご検討ください。	
5	令和6年度以降の子育て世帯訪問支援事業について、支援計画の策定は必要となるか。必要な場合、こども家庭センターのサポートプランで兼ねることは可能か。	本事業の実施に際しては、支援対象者の基礎情報や支援の内容等を記載した支援計画を作成することが望まれます。なお、「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」に記載のある通り、サポートプラン等により、本事業の支援計画の内容が網羅されている場合には、改めて本事業の支援計画を策定する必要はありません。	表現のみ修正
6	子育て世帯訪問支援事業について、現在、介護保険法のヘルパーや障害者総合支援法のヘルパーで家事支援をしている業者への委託を想定している。併給して構わないか。他法優先などの考え方はあるか。	どの事業が適切か自治体で判断いただいたうえで、運営や経理等を適切に区分して実施ください。（同一の対象者に同一の時間帯で介護保険法等に基づく給付と本事業による補助を重複して行うことは不可。）	
7	事業者の確保についてどのように考えているか。	NPO等、様々な事業者が参入できるようにしています。基金事業の実施状況などを踏まえながら、好事例の展開など含め対応を検討していきます。	
8	子育て世帯訪問支援事業の実施に際し、広く一般から申請を受け付けるのではなく、市町村側が必要と判断した者に対して利用を勧め、申請を受け付けることは可能か。	子育て世帯訪問支援事業の対象者は実施要綱で定める通りであり、国としては、対象者に該当する方に対しては、利用者からの申請に基づき利用を開始することと、市町村が必要と認めた者に利用を勧めることの両方を行っていただきたいと考えています。しかし、自治体ごとの提供体制の整備状況等により、市町村側が支援が必要と認めた者等、特に支援が必要な層に対象を限定することは差し支えありません。その場合でも、例えば市町村として必要性を把握していない状態で本人から利用希望があった場合には、適切なアセスメントを行い、支援が必要と認めた場合には申請を受け付けるなど、必要な対象者に支援が行き届くよう配慮ください。	
9	利用者の体調不良等やむを得ない理由で当日キャンセルが生じ、市が事業者にキャンセル料を支払う場合、補助対象経費に含めることは可能か。	キャンセル料について利用回数1として基準額に加算することはできませんが、例えば、委託業者に支払うキャンセル料を事務費・管理費等から捻出する分には国からの規定はありません。	表現のみ修正

No.	問	答	備考
10	訪問支援員が受講する必要がある「市町村が適当と認める研修」とはどのようなものか。	「市町村が適当と認める研修」については、本事業で家庭を訪問して、家事や育児の支援を行うにあたり必要な資質や技術等を学ぶための研修を想定しています。研修内容については子育て世帯訪問支援事業ガイドラインで例示しています。	
11	保育士等の資格やヘルパーの資格があっても、研修を修了しないとしないか。	有資格者も含めて市町村が適当と認める研修の修了が、支援員の要件になります。ただし、市町村の判断で有資格者等について、その資格取得の過程で受講した研修をもって、必要な研修を受講したものとみなすことができる場合には、研修内容の一部又は全部を省略することは妨げません。その場合でも、子育て世帯への訪問支援を行うためには、例えば当該市町村特有の子育て支援の制度や現状など、別資格の取得過程の研修などではカバーできない知識や経験が必要となりうる点には留意して、本事業独自の研修の必要性について市町村でご判断ください。	
12	仮に、こども家庭センター設置前に子育て世帯訪問支援事業を実施する場合、アセスメントの実施やサポートプランの作成は必須か。必須とする場合、既存の組織の中で柔軟に対応することは可能か。併せて利用勧奨を行う者も既存の組織の中で柔軟に対応することは可能か。	こども家庭センターの設置の有無に関わらず、サポートプランの作成は全ての市町村の義務（児童福祉法第10条第4項）となっています。子育て世帯訪問支援事業の実施に当たっては、サポートプラン作成対象者以外の利用も想定されることから、アセスメントとサポートプランの作成については必須とまではしていないものの、事業の趣旨を鑑みると、市町村としてアセスメントやサポートプランの作成を行うことが望ましいと考えています。また、利用勧奨も、こども家庭センターの設置の有無に関わらず、家庭支援事業の提供が必要と認められる者に対して実施しなければならない努力業務（児童福祉法第21条の18第1項）があります。また、既存の市町村の担当部署が利用勧奨を実施することも可能です。	表現のみ修正
13	対象を限定的にしたり、利用回数上限等を設定した場合、補助対象にならないのか。	自治体の実情を踏まえて対象の限定や利用回数上限を設定したとしても補助の対象にはなりますが、可能な限り、支援が必要な家庭にサービスが行き届くよう整備してください。	

No.	問	答	備考
14	送迎には、保護者が同乗しない状況で事業者が所有する車両に児童を乗せて自宅等に送迎する場合なども含まれるという認識でよろしいか。また、仮に含まれる場合、有償運送等のケースに該当するとして何らかの手続きが必要か。	保護者が同乗しない状況で事業者が所有する車両に児童を乗せて自宅等に送迎する場合なども含まれます。また、本事業のような家事・育児援助の提供が中心となるサービスに附随する送迎については、通達（※）1.（4）【具体例③】において、「子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない」とされているとおり、許可又は登録を要しません。※道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（令和2年3月31日付国自旅第328号自動車局旅客課長通達）	
15	補助基準額の具体的な算出はどのように行うのか。	訪問支援を行った時間数及び件数による基本分に、利用者の所得区分に応じた利用者負担軽減加算分を加えて算出します。 例）2時間の訪問支援を1件の市町村民税非課税世帯が50回（100時間）利用し、利用者負担軽減加算を行う場合の補助基準額（①＋②＝391,420円） ①基本分 $1,500円（1時間当たり） \times 2時間 \times 50回 + 930円（1件当たり） \times 50回 = 196,500円$ ②利用者負担軽減加算分（所得区分に応じて適用可） ・市町村民税非課税世帯 96時間まで分 $1,500円（1時間当たり） \times 96時間 + 930円（1件当たり） \times 48回 = 188,640円$ ・市町村民税非課税世帯 96時間超分 $1,200円（1時間当たり） \times 4時間 + 740円（1件当たり） \times 2回 = 6,280円$ ※令和6年度交付要綱における額を用いて説明しております。	
16	補助単価について、1件あたり930円とあるが、これは何の費用か。	利用時間の影響を受けない費用として交通費や保険料等が発生することを想定し設定していますが、実際のどの部分の費用に充てるかは市区町村でご判断いただいて構いません。	

No.	問	答	備考
17	利用者の自己負担額について、国の規定はあるか。	子育て世帯訪問支援臨時特例事業（令和３年補正予算安心こども基金において実施。現在は期間満了に伴い終了）においては利用者の自己負担上限を設定しておりましたが、令和６年度からの本施行においては、特段の定めはありません。利用者の自己負担額については、市町村で規定してください。その際、国において所得区分に応じた利用者負担軽減加算のメニューを設けていますので、適切にご活用ください。なお、上記のとおり自己負担額に特段の定めはないことから、国において設けた利用者負担額軽減メニューに上乗せして市町村独自に利用者負担額軽減を行っていただくことも妨げませんが、その際は結果として、補助基準額を超えて利用者負担額軽減を行う部分については市町村でご負担いただくこととなります。	
18	ヤングケアラー家庭に支援員を派遣する場合、ヤングケアラーが普段ケアしている高齢者や障がい者の家族等への介護等の直接支援を実施することも可能なのか。	ヤングケアラーのいる家庭においては、同居家族が介護・障害などのサービス利用を必要としている場合もあるため、子育て環境のみならず、家庭全体の状況把握に努めていただくことが重要であると考えます。 一方、本事業では、育児等に不安や負担を抱える子育て家庭等の保護者や妊婦を対象として、家事・育児の支援を行うものであり、高齢者や障害など、ケアを必要とする同居家族への介護支援は含まれません。 そのため、当事業において、同居家族の介護ニーズを把握した場合には、市町村の介護担当や地域包括支援センター等につなぐことが必要になるものと考えます。	表現のみ修正
19	養育支援訪問事業の育児家事援助（令和５年度まで。令和６年度以降廃止）から、子育て世帯訪問支援事業に移行した場合、第二種社会福祉事業の届出についてどのような手続きを行うべきか。	子育て世帯訪問支援事業は第二種社会福祉事業となることから、国・都道府県以外の者（市町村や法人等）が実施する場合は、都道府県に対し届出を行う必要があります。また、社会福祉事業は廃止時にもその旨を都道府県に届け出る必要があるため、養育支援訪問事業を廃止する場合は、その旨を都道府県に届け出ていただく必要があります。（社会福祉法第69条）なお、指定都市及び中核市は、大都市等の特例により、社会福祉法第7章等の都道府県が処理することとされている事務を行うこととなっています。このため、事業経営地が指定都市又は中核市の場合は、事業経営地の市長に届け出ることになります。（地方自治法施行令第174条の30の2、第174条の49の7参照）	

No.	問	答	備考
20	訪問支援員ともに、研修や作業補助名目で訪問支援員の研修を受けていない者が同行する場合、人数に応じた時間数・件数分の申請をしたうえで、かかった経費を対象にしてよろしいか。	アシスタントや研修などの訪問支援員の研修を受けていない者の同行について、1件当たり及び1時間あたりの基準額は適用されず、申請の対象となりませんが、同行に際し、かかった経費を事業に係った経費として実支出額に計上して文比べすることは可能です。	新規
21	支援内容によって委託業者を変えることは可能か。また、これによって利用者の相談窓口が支援内容ごとになるのは問題ないか。	支援内容によって委託業者を変えることは可能です。利用者の相談窓口が分かれることを妨げる規定はありませんが、ガイドラインにも記載の通り、利用者からの申請を受けつけ、利用決定するのは実施主体である市町村が担うものである為、これが煩雑にならないように注意ください。	新規
22	事業を開始しても利用がない場合が考えられる。この場合は事務費などは補助対象として計上可能か。	事業実施体制を整えるにあたり生じた事務費等があれば、申請可能です。	新規
23	利用者負担軽減加算について、事実婚等のパートナーの所得を考慮して加算額を決めてよいか。	世帯の課税状況確認について、「保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の所得割額の合算額」となります。「同一世帯に属する者」について本事業の国として特段の定めはありませんので、市町村において規定してください。	新規
24	訪問員は研修を毎年受ける必要があるか。	研修の有効期限について、国としての規定はございません。ただし、訪問の質向上の為に情報共有などが行われるのが望ましいと考えます。	新規
25	入院しているこどもに保護者が付添う場合、入院中のこどものきょうだいの育児や養育に支援が必要とされるケースがある。このような家庭に対して子育て世帯訪問支援事業を実施することは可能か。	本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の必要な支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施するものです。 ご指摘のとおり、入院しているこどもに保護者が付き添う場合には、入院中のこどものきょうだいの養育環境が安定せず、育児や養育、家事等の支援が一時的に必要なケースも想定されることから、市町村において、当該家庭が、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる場合や、事業の目的に鑑みて市町村が本事業による支援が必要と認める者に当たると判断した場合には、当該家庭に対して本事業による支援を行うことは差し支えありません。	新規